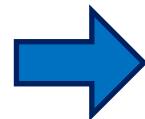


指定(地方)公共機関について

行政機関だけでは新型インフルエンザ等対策の的確な実施は困難



指定(地方)公共機関による協力が必要

指定公共機関・指定地方公共機関とは

○ 指定公共機関 (法第2条第6号)

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの

○ 指定地方公共機関 (法第2条第7号)

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定（※）するもの

○ 義務等

①責務 (法第3条第5項、6項)

- ・新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について対策を実施する責務を有する。
- ・国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たり、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

②業務計画の作成及び国（都道府県）への報告、関係地方公共団体への通知、要旨の公表

(法第9条)

③業務に係る対策の実施に必要な物資・資材の備蓄・整備・点検、施設・設備の整備・点検 (法第10条)

④政府対策本部長による総合調整、指示 (指定公共機関のみ) (法第20条第1項、法第33条第1項)

都道府県対策本部長による総合調整、指示 (法第24条第1項、法第33条第2項)

※「総合調整」とは、指定(地方)公共機関の新型インフルエンザ等対策に関する業務が、その目的、手段、手続等の見地から相互に調和して行われるように、助言、要請、勧告等により調整を行うもの。

「指示」とは、方針、基準、手續等を示して一定の行為を実施させるものであり、「総合調整」に基づく所要の措置が実施されない場合で特に必要があるときに行う。

⑤国（都道府県）に対し、労務、施設、設備、物資の確保について応援を求めることができる (法第27条)

新型インフルエンザ等対策における指定公共機関の指定基準

(1) 通則的な指定基準

通則的な基準は以下のとおりとする。

- ① 法2条6号の要件(公共的機関・公益的事業を営む法人)に該当すること。
- ② 当該法人の行う業務が、指定公共機関が実施する措置として想定されるものとの関連性が保たれていること。
- ③ 当該法人の業務地域が広域にわたること。
※ 基本的には全国的見地から指定することを想定している指定公共機関の性格を踏まえ、指定地方公共機関との役割分担上、少なくとも、当該法人の業務の影響が及ぼされる地域が2以上の都道府県にまたがることとする。(北海道、沖縄は別途考慮)
- ④ 当該法人が民間企業である場合には、その事業の規模が相当の規模と認められること。
※ 同一業種の事業者間での整合が図られるよう、事業規模が同程度の事業者については、当該事業者の意向を尊重しつつも、ばらつきが生じないよう指定。
- ⑤ 当該法人が措置を確実に実施することができると認められること。
※ 従業員数、業務用の施設・設備、経営状況等により確実に実施できるかどうか確認する。

新型インフルエンザ等対策における指定公共機関の指定基準

① 期待される措置が国民保護法等と同一である公益的事業を営む法人は、同じ基準とする。

イ) 電気通信事業者の指定の考え方 : 通信及びその優先的取り扱いに対応

- ① 通信及びその優先的取り扱いを確保できること。
(一定程度の伝送路設備(電気通信回線設備)を自ら設置する固定電話会社及び携帯電話会社)
- ② 地域ブロックの相当範囲で電気通信役務を提供する事業者であること。
(全国規模で電気通信役務を提供する事業者)
- ③ 電気通信事業者の中で一定の事業規模を有していること。
(固定電話会社はマイライン登録者数、携帯電話会社は加入者数をおおむね10%程度以上)

ロ) 電気事業者の指定の考え方 : 電気の安定供給に対応

- ① 相当数の需要者に電気を供給する義務を履行する事業者であること。
(通常業務として、供給区域において電気を供給する法的義務を負う一般電気事業者、及び一般電気事業者を相手方としてその供給電力を補完する電力を供給する法的義務を負う卸電気事業者のうち国が政策的に供給需要を満たすよう設立した事業者)

ハ) ガス事業者の指定の考え方 : ガスの安定供給に対応

- ① ガスを広域の供給区域で相当数の需要家に供給する事業者であること。
- ② 複数の都道府県でガスを供給する事業者であること。
- ③ ガス事業者の中で一定の事業規模を有していること。
(需要家数(取り付けガスマーター数)を基準として、家庭用需要家数がおおむね100万個以上)

○その他公共的機関

特措法において、措置が実施されることが規定されている日本銀行及び日本郵便株式会社

新型インフルエンザ等対策における指定公共機関の指定基準

② 期待される措置が国民保護法等と違いがある公益的事業を営む法人は、新型インフルエンザ等対策の特性を踏まえ、以下のような基準とする。

イ) 鉄道事業者：旅客及び物資の適切な運送、緊急物資の運送

① 複数の都道府県の住民の相当数を運送する路線を運行すること。

（年間輸送人員がおおむね1億人以上であること）

② 食料、医薬品、燃料等の緊急物資の輸送に関して、相当数の貨物を運送できること。

（全国的規模で貨物運送事業を営む事業者であること）

ロ) 旅客自動車運送事業者（バス事業者）：旅客の適切な運送

※業務地域が広域に渡る高速バスは、乗客が着席しており、感染拡大への配慮の必要性が低いため国の指定公共機関とはしない。

※路線バス事業者は、乗車率が高く感染拡大への配慮の必要性がある場合に、指定地方公共機関として指定することを検討。

ハ) 航空事業者：在留邦人の帰国支援

① 相当数の旅客を運送できること。

② 國際路線をジェット航空機で運航している事業者であること。

（ジェット航空機は、旅客を運送する航空機にあっては座席が100席超のもの）

ニ) 旅客船事業者（旅客船フェリー事業者）：旅客の適切な運送

※フェリーにおいては、感染拡大へ配慮するほどの混雑度は認められないため指定しない。

新型インフルエンザ等対策における指定公共機関の指定基準

イ) 貨物自動車運送事業者(トラック事業者) :緊急物資の運送

- ① 食料、医薬品、燃料等の緊急物資の輸送に関して、相当数の貨物を幹線輸送として運送できること。
- ② おおむね全国的な規模で事業を営んでいる事業者であること。(複数の地域ブロックに相当数の事業所を有していること)
- ③ トラック事業者の中で一定の事業規模を有していること。
(広域的な貨物の運送に供することのできるトラックを概ね10000台以上保有)

ロ) 内航船舶運航事業者 :緊急物資の運送

- ① 食料、医薬品、燃料等の緊急物資の輸送に関して、広域的に運送できること。
- ② 地域ブロックの相当範囲を運行する事業者であること。
(3以上の都道府県内の港湾に寄港する片道の航路距離が300km以上の定期航路を運航している事業者)
- ③ 内航海運業者の中で一定の事業規模を有していること。
(総トン数が1000トン超の一般貨物を運送するRORO船(長距離フェリーを含む。)又は総トン数が3000トン超の油槽船並びにそれらに準ずる輸送能力を有するコンテナ船を3隻以上運航している事業者)

ハ) 外航海運業事業者 :緊急物資の運送

- ① 本邦と海外との間で相当数の食料、医薬品、燃料等の緊急物資を運送できること。
- ② 外航海運業者の中で一定の事業規模を有していること。(総トン数が2000トン超の国際船舶を3隻以上運航する事業者)

○放送事業者

日本放送協会

○公共的施設の管理者

空港管理者:検疫のための集約先空港(検疫のための協力業務が想定されるため。)

道路管理者、河川管理施設:新型インフルエンザ等発生時に想定される措置がないため、指定しない。

新型インフルエンザ等対策における指定公共機関の指定基準

③特措法特有の「医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売」を行う法人は、以下のような基準とする。

イ) 医療関係機関

基準：医療の全国的・安定的な提供に寄与すること。

- ①独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社
- ②医療関係者による全国的な団体

※指定地方公共機関の考え方：

- ①感染症対応に専門的な知見及び施設をもつ感染症指定医療機関（特定、第一種、第二種）
- ②相当数の入院病床があり、救命対応が可能な医療機器等が整備されている。
- ③個別の医療機関の他に、全ての医療機関が新型インフルエンザ等の診療に関わる可能性があるという観点から、国民保護法等でも指定されている医療関係者による団体の指定も想定される。

新型インフルエンザ等対策における指定公共機関の指定基準

基準：以下の医薬品、医療機器の全国的・安定的な提供が可能であること。

ロ) 医薬品

①抗インフルエンザウィルス薬

指定対象：抗インフルエンザウィルス薬の製造販売業者を指定することとする。

薬事法に基づく製造販売承認を受け、品質保証、継続供給等の責務を有する製造販売業者。

②ワクチン

指定対象：新型インフルエンザ発生時において、国の指示の下、新型インフルエンザワクチンを生産し、日本国内に供給する義務等を有する製造販売業者を指定することとする。

ハ) 医療機器

①注射針、シリンジ

指定対象：注射針、シリンジの製造販売業者を指定することとする。

②その他

二) 医薬品・医療機器卸

基準：医薬品・医療機器等の全国的・安定的な配送が可能であること。

指定対象：医薬品卸業者の全国的な団体を指定することとする。

他制度において指定公共機関に指定されている事業者

青字: 国民保護法のみの指定公共機関 **赤字**: 災害対策基本法のみの指定公共機関

黒字: 両法共通 (平成24年10月1日現在)

指定公共機関	
業種	事業者名
医療	日本赤十字社
電気	沖縄電力株式会社 関西電力株式会社 九州電力株式会社 四国電力株式会社 中国電力株式会社 中部電力株式会社 東京電力株式会社 東北電力株式会社 北陸電力株式会社 北海道電力株式会社 電源開発株式会社 日本原子力発電株式会社
ガス	大阪瓦斯株式会社 西部瓦斯株式会社 東京瓦斯株式会社 東邦瓦斯株式会社
鉄道	北海道旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社 九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社 小田急電鉄株式会社 近畿日本鉄道株式会社 京王電鉄株式会社 京成電鉄株式会社 京阪電気鉄道株式会社 京浜急行電鉄株式会社 相模鉄道株式会社 西武鉄道株式会社 東京急行電鉄株式会社 東武鉄道株式会社 名古屋鉄道株式会社 南海電気鉄道株式会社 西日本鉄道株式会社 阪急電鉄株式会社 阪神電気鉄道株式会社
業種	事業者名
道路管理	東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社
道路旅客・貨物運送	ジェイアール九州バス株式会社 ジェイアール四国バス株式会社 ジェイアール東海バス株式会社 ジェイアールバス関東株式会社 ジェイアールバス東北株式会社 ジェイ・アール北海道バス株式会社 中国ジェイアールバス株式会社 西日本ジェイアールバス株式会社 小田急バス株式会社 神奈川中央交通株式会社 近鉄バス株式会社 京王電鉄バス株式会社 京成バス株式会社 京阪バス株式会社 京浜急行バス株式会社 国際興業株式会社 西武バス株式会社 東急バス株式会社 東都観光バス株式会社 東武バスセントラル株式会社 南海バス株式会社 日本交通株式会社 阪急バス株式会社 阪神バス株式会社 三重交通株式会社 名阪近鉄バス株式会社 佐川急便株式会社 西濃運輸株式会社 日本通運株式会社 福山通運株式会社 ヤマト運輸株式会社
空港管理	新関西国際空港株式会社 中部国際空港株式会社 成田国際空港株式会社
航空	ANAウイングス株式会社 株式会社スターフライヤー 株式会社ジャルエクスプレス スカイネットアジア航空株式会社 スカイマーク株式会社 全日本空輸株式会社 日本航空株式会社 日本トランസオーション航空株式会社 北海道国際航空株式会社
通信	日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ ソフトバンクモバイル株式会社
郵便	日本郵便株式会社

※この他、独立行政法人が指定されている。

指定地方公共機関(東京都)	
業種	事業所名
医療	財団法人献血供給事業団 社団法人東京都医師会 社団法人東京都歯科医師会 社団法人東京都獣医師会 財団法人東京都保健医療公社 社団法人東京都薬剤師会
ガス	昭島ガス株式会社 青梅ガス株式会社 大東ガス株式会社 社団法人東京都エルピーガス協会 武陽ガス株式会社
鉄道	首都圏新都市鉄道株式会社 多摩都市モノレール株式会社 東京モノレール株式会社 東京臨海高速鉄道株式会社 北総鉄道株式会社 株式会社ゆりかもめ 東武鉄道株式会社 東京急行電鉄株式会社 京成電鉄株式会社 京王電鉄株式会社 京浜急行電鉄株式会社 西武鉄道株式会社 小田急電鉄株式会社 東京地下鉄株式会社
道路管理	東京都道路公社
道路旅客・貨物運送	社団法人東京バス協会 社団法人東京乗用旅客自動車協会 社団法人東京都個人タクシー協会 東京都府輸送事業協同組合 社団法人東京都トラック協会
航空	新中央航空株式会社 東邦航空株式会社
水運	小笠原海運株式会社 伊豆諸島開発株式会社 神新汽船株式会社 東海汽船株式会社 伊豆七島海運株式会社 株式会社共勝丸 新島物産株式会社
報道	エフエムインターナショナル株式会社 株式会社エフエム東京 株式会社J-WAVE 東京メトロポリタンテレビジョン株式会社 株式会社東京放送 株式会社文化放送 株式会社ニッポン放送 株式会社文化放送 東海ラジオ放送株式会社